

別表第五号の八 経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書の様式(第43条の2第8項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

氏名又は名称

法人番号(注1)

代表者氏名(注2)

電波法施行規則第43条の2第8項の規定により、経理的基礎を確保するために必要な措置等について、別紙1から別紙3までのとおり提出します。

別紙1 経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第118条第1項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情の内容及び原因

別紙2 特別の事情による影響

別紙3 経理的基礎を確保するために必要な措置等

注1 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2 提出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。